

入 札 公 告

下記により一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和 6 年 7 月 1 日

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局長

藤原 朋子

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 「こどもの居場所づくりに関する指針」に係る広報コンテンツ（動画・パンフレット）の作成業務
- (2) 仕 様 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期限 契約締結日から令和 6 年 12 月 20 日まで
- (4) 納入場所 東京都千代田区霞が関 3－2－5
こども家庭庁成育局成育環境課
- (5) 入札方法 入札金額は総価で行う。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価に関する書類」という。）を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。（以下「予決令」という。））第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) こども家庭庁から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去 1 年以内に、こども家庭庁所管法令違反により行政処分等をうけていないこと。
- (4) 令和 04・05・06 年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。（社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。）

3 申請書類の提出場所等

- (1) 入札書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 21階
こども家庭庁 成育局成育環境課居場所づくり係
TEL：03-6861-0303（直通）
電子メール：seiikukankyou.ibasho@cfa.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間
令和6年7月1日（月）～7月15日（月）
入札説明書の交付は電子メールもしくは郵送を原則とする。
電子メールによる交付を希望する場合は、上記(1)宛に連絡すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
入札説明会は開催せず、質問や疑義等については、入札説明書記載の方法で受け付けることとする。
- (4) 入札書類の受領期限
令和6年7月19日（金）11時00分
- (5) 入札書類の提出方法
上記（1）宛の郵送（書留郵便）を原則とし、やむを得ない場合は直接の提出も可能とする。郵送の場合、上記(1)宛に上記(4)の前日17時00分までに到着するように送付しなければならない。未着の場合その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。
なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認められない。
- (6) 開札の日時及び場所
令和6年7月29日（月）13時30分
原則、応札者の立会方式での開札は実施しない。結果については、応札者全員に電子メール又は電話等で知らせることとする。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、総合評価に関する書類を提出期限までに提出

した上で、封印した入札書を上記 3 (1) の場所に期限までに提出しなければならない。
入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が (3) の誓約書を提出せず、又は虚偽となったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高いものを落札者とするところがある。

(7) 契約関係書類の押印省略

契約書を除く契約関係書類で押印を省略することを可とする。ただし、押印を省略する場合、担当者等から提出される契約関係書類は、事業者としての決定であることとし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(8) その他

詳細は入札説明書による。